

1 母子保健事業

(1) 概要

母子保健法(昭和40年法律141号)に基づき、村民を対象に母子保健向上に関する措置として、知識の普及、保健指導、妊婦届出書の受理、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、新生児の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、健康診査、栄養の摂取に関する援助及びその他村が必要と認める母子保健向上に関する事業を実施する。

(2) 事業内容

	事業名	対象者	内容
健診事業	妊婦一般健康診査	妊婦	母子健康手帳交付時に受診票発行 健診は病院委託 約80名
	乳児一般健康診査	3ヶ月～11ヶ月児	出生届け時受診票発行・病院委託 約80名
	4ヶ月健診	4ヶ月児	問診・内科・栄養・ブックスタート 年12回
	10ヶ月健診	10ヵ月児	問診・内科・栄養・歯科指導 年12回
	1歳6ヶ月健診	1歳6ヶ月児	問診・内科・栄養・歯科・歯科指導 年6回
	2歳健診	2歳児	問診・栄養・歯科・歯科指導 年6回
	3歳健診	3歳児	問診・内科・栄養・歯科・歯科指導 年6回
健康相談及び健康教育事業	母子健康手帳の交付	妊婦	妊娠届時受理後交付及び健康相談 約80名
	マタニティ教室	妊婦・配偶者	生活・栄養・育児・歯科指導等 年6回
	訪問指導	妊産婦・新生児・要支援児	母の健康相談・育児相談 随時
	2ヶ月相談	2ヶ月児	発達確認・育児相談 年12回
	赤ちゃんマッサージ	2ヶ月～1歳未満児	発達確認・育児相談 年17回
	支援ルーム出張相談	3ヶ月～3歳児	発達確認・育児相談 年26回
	離乳食教室	4ヶ月～1歳児程度	食事・栄養相談、咀嚼機能講話 年6回
	経過観察児育成指導 (おひさま教室等)	未就園児	親子あそび 個別相談 年9回 年6回
	保育園・幼稚園巡回	各園相談児	心理相談・発達検査・スタッフ会議 年13回
	5歳相談	5歳児	問診・心理相談・発達検査 随時
	園児食育指導	保育園・幼稚園	食育相談および集団指導 年2回
園児歯科指導	保育園・幼稚園	歯科衛生士による歯科集団指導 年2回	
連携	各種連絡会	関係機関 就学相談委員会、学校保健委員会 安曇養護学校、自立支援療育部会 児童相談所、食と健康を考える会	

2 健康教育・健康相談事業

(1) 概要

健康増進法第17条第1項に基づき、健康手帳の交付、健康教育、健康相談、訪問指導及び村が必要とする健康増進事業を次のとおり行う。

(2) 事業内容

事業名	対象者	内容
健康手帳交付事業	40歳以上の者	保健事業参加者で希望する人に配布
健康教育事業	生活習慣病予防講演会	全村民 生活習慣病予防に関する講演会 年1回
	健康学習会	希望地区 地区の要望に合わせた学習会 随時
		保健補導員 食生活改善推進員等
	健康増進実践講座	全村民 栄養・運動・休養 年15回
	広報活動	全村民 生活習慣病の予防等正しい知識の普及
健康相談事業	随時相談	全村民 電話・面接による健康相談 随時 地区・イベント等による健康相談
	定期相談日	希望者 血圧測定・健康相談・栄養相談 月2回
	健診相談会	特定健診受診者 特定健診当日の健康相談 随時
		特定健診受診者
訪問指導事業	必要な者	心身の状況等から療養上の保健指導 及び健診の結果指導が必要な者に実施 随時

3 各種検診及び健康診査等事業

(1) 概要

健康増進法第19条の2に基づき、がん検診、肝炎ウイルス検診及び村が必要とする各種健診等を行う。
後期高齢者健診は、高齢者の医療の確保に関する法律第50条の被保険者の住民に対する健康診査を行う。

(2) 事業内容

事業名	対象者	内容
がん検診	胃がん検診	40歳以上の者 バリウム造影
	大腸がん検診	40歳以上の者 便潜血検査(2日法)
	肺がん検診	40歳以上の者 X線間接撮影 喀痰細胞診
	子宮がん検診	20歳以上の女性 細胞診診察(隔年)
	乳房検診	40歳~74歳の女性 マンモグラフィ検査(隔年)
	前立腺がん検診	50歳以上の男性 血液検査[PSA(前立腺特異抗原)検査]
後期高齢者健診	75歳以上の者	身体計測、血圧測定、血液検査、尿検査、診察
肝炎ウイルス検診	40歳の者	血液検査(HCV抗体検査・HBs抗原検査)

4 精神保健福祉事業

(1) 概要

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律123号)に基づき、正しい知識の普及及び相談指導等を行うほか、村が必要と認める精神保健福祉事業を実施するとともに、関係機関及び関係諸施策と連携して事業を推進する。

(2) 事業内容

事業名	対象者	内容
精神保健啓発事業	全村民	広報、村ホームページ等による啓発活動 他機関と連携し、学習会の開催及び人材育成
相談指導事業	精神障がい者及び家族	精神障がい者の福祉及び精神保健に関する相談に応じるとともに、必要に応じて訪問相談指導を行う。
自殺対策事業	全村民	啓発活動、こころの講演会・学習会の開催 相談会開催

5 感染症予防事業

(1) 概要

感染症の予防及び感染症患者に対する医療に関する法律(平成10年 法律114号)に基づき、教育活動及び広報活動等を通じた感染症に関する正しい知識の普及につき関係機関及び関係諸施策と連携して実施する。

感染症の予防および感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律(平成18年法律第106号)第53条に基づき胸部レントゲン(結核)検診を実施する。

(2) 事業内容

事業名	対象者	内容
感染症予防啓発事業	全村民	結核・新型インフルエンザなどの感染症に関する正しい知識の普及・ワクチン接種に関する情報等(広報・ホームページ・チラシ配布など)
胸部レントゲン(結核)検診	65歳以上の者	胸部X線間接撮影、二重読影及び必要時比較読影

6 予防接種事業

(1) 概要

予防接種法(昭和23年法律第68号)、予防接種法施行令(昭和23年政令第197号)、予防接種法施行規則(昭和33年厚生省令第27号)並びにその他の法令に基づき、定期的予防接種を実施する。

(2) 事業内容

事業名	対象者	内容
予防接種事業	BCG	生後6ヶ月未満児 集団接種 4回
	ポリオ	生後3ヶ月から生後90ヶ月児 集団接種 4回
	三種混合	生後3ヶ月から生後90ヶ月児 集団接種 8回
	二種混合	11歳以上13歳未満児 集団接種 2回
	麻しん風しん混合	生後12ヶ月から24ヶ月児
5歳以上7歳未満児		集団接種
中学1年生に相当する年齢の者 高校3年生に相当する年齢の者		集団接種及び個別接種

	日本脳炎		厚生労働省により現在詳細検討中 (平成22年2月現在)
	高齢者 季節性インフルエンザ	65歳以上の者 60歳以上65歳未満の者で、慢性の高度心臓・肺・腎臓及び呼吸機能等の不全の状態にあり、身障手帳1級所持者または1級相当に該当する者	10月～翌年1月に医療機関にて実施 随時

7 介護予防事業

(1) 概要

介護保険法等の一部を改正する法律(平成17年法律第77号)により介護保険制度が改正となり必須事業として創設された地域支援事業(法第115条の38)の介護予防一般高齢者施策及び介護予防特定高齢者施策に関わる事業を関係機関および関係諸施策と連携して実施する。

(2) 事業内容

事業名		対象者	内容
一般高齢者施策	高齢者健康教室	一般高齢者	脳卒中予防に関する知識の普及 各地区公民館等にて 25ヶ所
	よりえプラザ		閉じこもり予防を目的(送迎・レク・入浴) 岳の湯にて(木)・(金)に実施 定員各15名
	地域介護予防活動 支援事業		各種事業におけるボランティア等の育成支援 保健補導員・民生委員の協力、ボランティアの活用 地域活動組織の育成支援 いきいきサロン助成等
特定高齢者施策	特定高齢者把握事業	65歳以上の高齢者	生活機能評価の実施および実態把握 (特定健診・後期高齢者健診・高齢者健康教室)
	まめった講座	特定高齢者	運動器の機能向上等 週1回×3ヶ月を1クールとして実施
	口腔機能予防教室		口腔機能低下者への口腔ケア・嚥下体操指導 年2回
	訪問型介護予防事業		保健師・歯科衛生士による訪問指導 相談 随時

8 地区組織

(1) 概要

自主的な保健衛生活動を行う組織を中心に育成を図る。

(2) 事業内容

事業名	対象者	内容
保健補導員活動	各地区保健補導員53名	国民健康保険法(第82条)に基づき、村民の総合的健康づくり対策を推進する。 学習会3回、研修会2回(県・大北)
食生活改善推進協議会活動	会員 67名	会員相互の親睦と資質の向上を図り、白馬村の食生活改善に寄与する。 料理講習会・学習会4回、委託事業(村・公民館)、支援ルーム食育活動(郷土食紹介・料理講習会等)

9 特定健診・特定保健指導

(1) 概要

高齢者の医療の確保に関する法律及び同法に基づき特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準(平成19年12月28日厚生労働省令第157号)に基づき、白馬村国民健康保険が実施する特定健康診査及び特定保健指導を行う。

(2) 事業内容

事業名	対象者	内容
特定健診	国保加入者 40～74歳	集団健診(10日間) 身体計測・腹囲測定・血圧測定・血液検査・診察 心電図・眼底(希望者及び詳細健診対象者) 二次検査:頸動脈エコー(希望者)
特定保健指導	積極的指導該当者	初回面談・継続的な3ヶ月以上の支援・6ヶ月後の評価(グループ支援または個別支援)
	動機付け指導該当者	初回面談・6ヶ月後の評価